

四街道市福祉関係機関連絡会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体の名称は四街道市福祉関係機関連絡会とする
以下本会という

(設立)

第2条 本会の設立は2019年（令和元年）12月3日とする

(所在地)

第3条 本会の所在地は事務局長の事業所住所に置く

〒284-0011

千葉県四街道市亀崎 272 番地

事務局長 特定非営利活動法人はちみつ

(目的)

第4条 本会は、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現の為に行政機関や福祉機関、医療、教育機関等の連携を図り、各福祉機関の置かれている状況や課題を共有し、豊かな地域生活の保障に寄与することを目的とする

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う

1. 本会の意義、重要性、必要性を啓発し、理解を深める（啓発普及）
2. 事業運営やこれから事業を開始する団体、個人についての相談活動を行う（啓発普及）
3. 本会にかかわる調査、研究を行う（調査研究）
4. 本会にかかわる研修を行う（研修）
5. 本会に関する施策・提言を行う（施策）
6. その他・本会の目的を達する事業

第2章 会員

(会員)

第6条 会員は第4条の目的を達するために、相互に尊重し、協力し合い活動するものとする

本会の会員は次の2種類とする

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会された行政機関、教育機関、医療機関、高齢、障がい福祉機関、団体、個人
2. 賛助会員 本会の目的に賛同する個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者又は機関は別に定める入会申込書により代表者に申し込むものとし、代表者は第4条に適合すると認められる時は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人、機関にその旨を通知しなければならない

(会費)

第8条 本会は会則において定める会費を納入しなければならない

(退会)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する時は退会するものとする

- (1) 本会代表者に対して退会届を提出し受理された時
- (2) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (3) 会員であるものが第4条並びに第6条に反する行為がある時、またその他の事情においてその退会を役員会に諮り、代表者の承認を得て退会させるものとする
- (4) 本人が死亡し、また機関が消滅した時

第3章 役員等

第10条 本会には次の役員を置く

- (1) 役員会 5名以上
- (2) 役員会のうち1名を代表者とする
- (3) 役員会のうち1名を副代表者とする
- (4) 役員会のうち1名を事務局長とする
- (5) 代表者は役員会で互選により選出し、総会で承認を得る
- (6) 副代表者、事務局長は代表者が指名し、決定する
- (7) 役員は総会において承認を得る

(職務)

第11条 代表者は、本会を代表し、その業務を統括する

- 2 役員は役員会を構成し、この会則の定め及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する

(任期)

第12条 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の在任期間とする
- 3 前項に規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていない時は、その任期の末日後最終総会が集結するまで伸長する

(欠員補充)

第13条 役員のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けた時は、遅滞なく補充しな

ればならない

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなくてはならない

- (1) 心身の故障のため、職務に執行に堪えられないと認められる時
- (2) 職務上の義務違反とその他役員としてふさわしくない行為があった時

(組織)

第15条 本会には役員会及び事務局、監事を置くことができる

- (1) 役員会は第5条の事業を行うために、企画立案を行う
- (2) 事務局は総会の運営、会計などの必要な事務を行う
- (3) 本会に監事を1名置くことが出来る。監事は会員より選出し、業務・会計についての監査を行う

第4章 総会

(総会)

第16条 本会の総会は通常総会および臨時総会とする

(構成)

第17条 総会は正会員をもって構成する

(権能)

第18条 総会は以下の事項について議決する

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算案並びに変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任または解任、職務
- (5) 会費
- (6) 事務局の運営
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は毎年1回開催する

臨時総会は役員会が必要と認めた時

(招集)

第20条 総会は代表者が招集する

(議長)

第21条 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する

(定足数)

第22条 総会は正会員の過半数の出席がなければ開会することができない
(議決)

第23条 総会の議決事項は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする
(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はあらかじめ書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる
(議事録)

第25条 総会の議事について次にあげる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者についてはその旨を明記すること）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録にはその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が議長と共に署名押印しなければならない

第5章 役員会 (構成)

第26条 役員会は代表者、副代表者、事務局長、役員で構成する
(権能)

第27条 役員会は次にあげる事項を議決する

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項
(開催)

第28条 役員会は代表者が必要と認めた場合に開催する

- 2 役員会総数の3分の1の役員から請求があった時
(招集)

第29条 役員会は代表者が招集する

- 2 代表者は前条第1項の規定による請求があった時、その日から14日以内に招集しなければならない
- 3 役員を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を

7日以内に通知しなければならない

(議長)

第30条 役員会の議長は代表が当たる

(議決権)

第31条 役員会の業務は役員の過半数をもって決する

(議事録)

第32条 役員会の議事については次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない

- (1) 日時および場所
- (2) 審議事項及び議決事項
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 会計及び事業計画

(資産)

第33条 本会の資産は次の通りとする

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第34条 資産は代表者が管理し、その方法は総会の議決を経て代表者が別に定める

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は代表者が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様である

(事業計画及び決算)

第36条 代表者は毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第7章 事務局

(設置)

第38条 本会の事務を処理するため事務局を置く

2 代表者は事務局長を任命する

(書類および帳簿の備置き)

第39条 本会の書類及び帳簿は次の通りとする

- (1) 収入、支出に関する帳簿

第8章 会則の変更

この会則の変更は、総会に出席した過半数以上の議決を経なければならない

(附則)

1 この会則は本会の成立の日から施行する

2 本会の会費は次の各号に掲げる

(1) 正会員 年額 3,000円

個人・団体は問わない

(2) 賛助会員 年額 1口 2,000円

個人・団体は問わない

この会則は2019年(令和元年)12月3日から適用する